

指定管理者議案説明資料

所管 保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課

施設の名称（所在地）	地域生活支援センターさっぽろ（中央区大通西 19 丁目 WEST19）
選定方法	非公募（別紙 1 参照）

1 施設の概要

(1) 設置条例	札幌市障害者福祉施設条例
(2) 設置目的	障害者や家族等の地域生活を支援するために、相談支援事業を実施するとともに、日中の活動の場として地域活動支援センターを運営する。
(3) 施設の事業内容	<p>① 相談支援事業</p> <p>障がい者をはじめ、広く市民から、障がい者（児）や家族の生活及びその支援に関する相談に応じ、そのことを通じて、障がい者の地域生活に必要な支援を行い、併せて関係機関、地域の市民との連携を図りながら、障がい者（児）やその家族が地域で安心して生活できる地域支援体制を構築することを目的とする事業</p> <p>② 地域活動支援センター（相談支援併設型）</p> <p>地域で生活する障がい者（主に精神障がい者）の日中活動の場を提供することにより社会参加を促進する事業（相談支援の場に併設することにより、ひきこもりを防ぎ、地域生活を総合的に支えることを目的とする。）</p>
(4) 現在の指定管理者等	特定非営利活動法人札幌市精神障害者家族連合会
(5) 指定管理費	27,526 千円（令和元年度予算額）

2 指定管理者として指定する団体の概要

名 称	特定非営利活動法人札幌市精神障害者家族連合会
所 在 地	札幌市中央区南 8 条西 2 丁目 5 番 74 号 市民活動プラザ星園 204 号室
代 表 者 名	会長 菅原 悦子
設 立 年 月 日	平成 11 年 7 月 29 日
設 立 目 的	札幌市内の精神障害者及びその家族の福祉の増進並びに市民の精神的健康の保持増進に寄与することを目的とする。
基 本 金	4,511,746 円（平成 30 年度末正味財産合計額）
職 員 数	8 人（令和元年 4 月 1 日現在） ※役員、嘱託職員等を除く。
事 業 概 要 （令和元年度）	<p>(1) 精神障害者を抱える家族に対する相談指導及び援助</p> <p>(2) 精神障害者の社会復帰の促進</p> <p>(3) 精神保健福祉思想の普及啓発</p> <p>(4) 札幌市指定管理業務 地域生活支援センターさっぽろの運営</p> <p>(5) 札幌市業務委託事業 精神科救急情報センター事務局及び心の健康づくり電話相談事務局の運営</p>
決 算 （平成 30 年度）	<p>収 入 59,131,733 円</p> <p>支 出 59,431,152 円</p>

3 指定期間

令和2年（2020年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日まで

4 選定結果

別紙2のとおり

5 事業計画

項目	事業内容
相談支援事業	① 利用者に対してケアマネジメントの手法を用い、利用者に寄り添った支援を行う。 ② 他の相談支援事業者の支援が最も有益と判断した場合、円滑に移行できるよう連携を図るとともに、協力体制を維持するよう努める。 ③ ケアマネジメントを必要とする利用者への支援に関し、積極的に関係機関と連携を図り、利用者の地域生活を支える体制作りを行う。 ④ 自立支援協議会（中央区地域部会）、地域精神保健福祉連絡会等に参加する。
地域活動支援センター運営事業	① 魅力あるプログラム作りを行い、利用者が主体的に創作的活動を取り組める環境づくりを積極的に行う。 ② 利用を中断されている方にも、会報誌を発送して関わりを持つよう努める。また、2年に1度登録更新を行い、登録者の意向確認及び来所の動機付けをする。 ③ ホームページを活用し、センターの認知度を高める。 ④ アンケート調査を年度末に実施し、利用者の満足度、要望等を集約する。 ⑤ 利用者の要望等に関しては可能な限り事業に反映し、快適な環境を提供できるよう努める。 ⑥ 必要に応じて支援体制の見直しを図る。

6 収支計画

（単位：千円）

項目	金額（消費税及び地方消費税を含む。）					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	合計
施設総収入	31,975	32,025	32,075	32,125	32,175	160,375
指定管理業務に係る収入	31,975	32,025	32,075	32,125	32,175	160,375
指定管理費	29,775	29,775	29,775	29,775	29,775	148,875
利用料金	0	0	0	0	0	0
その他の収入	2,200	2,250	2,300	2,350	2,400	11,500
自主事業等収入 （うち指定管理業務充充分）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
施設総支出	31,905	31,955	32,005	32,055	32,105	160,025
指定管理業務に係る支出	31,905	31,955	32,005	32,055	32,105	160,025
自主事業等支出	0	0	0	0	0	0
収支の差額	70	70	70	70	70	350

※ 指定管理費の合計額が、債務負担行為設定額となる。

別紙 1

選定方法を非公募とした理由

地域生活支援センターさっぽろ（以下「センター」という。）は、主に精神障がい者の社会参加の促進を目的とし、同じ建物内にある札幌市精神保健福祉センターと連携しながら、施設利用者に対して、日中の活動や相談支援を行っている施設である。

そして、札幌市障害者福祉施設条例（平成 18 年条例第 40 号）第 13 条第 2 項の規定により、センターの管理が良好に行われている場合に限り、札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成 15 年条例第 33 号）第 2 条の規定にかかわらず、公募によることなく、現在管理を行っている団体に同条例第 3 条の規定による申込みを求めることができることとされている。

今回、以下の理由から、センターの指定管理者について、特定非営利活動法人札幌市精神障害者家族連合会に対し非公募により申込みを求めることとしたものである。

- (1) センターの現在の指定管理者である特定非営利活動法人札幌市精神障害者家族連合会の管理状況について、安定した利用実績があること、施設運営の利便性や職員の対応についての利用者の満足度が高いこと等を踏まえると、利用者に配慮した適切な管理運営が行われているといえること。
- (2) センターの主な業務内容は精神障がい福祉に関わることであり、当該業務には高い専門性を求められることから、長期的な視点に立って、施設の管理運営に係るノウハウの構築、人材の育成及び支援経験の蓄積を行うことが必要であること。
- (3) センターの主な利用者が精神障がい者であるところ、その障がいの特性を踏まえると、利用者に対する個別の細やかな支援体制の構築、継続的な支援及び信頼関係の構築が特に強く求められるところであって、現に、特定非営利活動法人札幌市精神障害者家族連合会は人事異動により支援の中心を担う職員が極力入れ替わることのないように配慮している。

その中で、職員の大規模な入替えを含む管理運営体制等の環境の変化は、利用者の不安を招き、センターの設置目的の効果的な達成の観点から適当でないこと。

別紙 2

地域生活支援センターの指定管理者の選定結果について

1 選定委員会開催経過

第1回 令和元年7月29日 募集要項、選定方法等について

第2回 令和元年10月16日 書類審査、面接審査、選定

2 選定委員会委員

委員6名（市職員1人、外部委員5人）

委員長

永井 順子 北星学園大学社会福祉学部福祉臨床学科教授

委員（委員長職務代理者）

林 健一 さっぽろ地域づくりネットワーク ワン・オール（基幹相談支援センター）
相談支援専員・精神保健福祉士

委員

小松 康晴 小松労務経営事務所 社会保険労務士

委員

笹 洋彰 一般財団法人さっぽろ産業振興財団 中小企業診断士

委員

常本 伸貴 札幌市障がい者相談支援事業所相談室あさかげ ピアサポーター

内部委員

竹村 真一 札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長

3 応募団体

1団体（非公募）

特定非営利活動法人札幌市精神障害者家族連合会（※現指定管理者）

非公募により応募を求めた理由：別紙1のとおり

4 選定結果（指定管理者候補者）

(1) 選定された団体

特定非営利活動法人札幌市精神障害者家族連合会 会長 菅原 悦子

札幌市中央区南8条西2丁目5番74号 市民活動プラザ星園 204号室

(2) 選定の理由

選定された団体の提案書は、地域生活支援センターさっぽろの管理運営業務の各要求水準を満たしており、現在の指定管理期間における管理運営の実績も良好である。

また、当該団体は、障がい当事者を職員として雇用するなど、障がいのある方の日常生活上の支援を積極的に行っており、今後も同様の支援が期待できる。

以上の点から、地域生活支援センターさっぽろの設置目的を効果的に達成するため、特定非営利活動法人札幌市精神障害者家族連合会を指定管理者の候補者とすることが適切であると判断した。

(3) 評価結果

選定基準	基礎配点	候補者
①平等利用の確保	25点	16点
②施設の効用発揮	300点	235点
③安定経営能力	350点	254.95点
④管理経費の縮減	150点	107点
⑤その他	75点	56点
合計	900点	668.95点
得点率	—	74.3%